

**第2回 地方税制のあり方に関する検討会  
（道府県民税利子割について）**

**全国知事会**

**宮崎県（地方税財政常任委員長県）**

**総合政策部 政策調整監 大東 收  
総務部 税務課長 鎌田 正**

**令和7年4月3日**

## 1 令和7年度与党税制改正大綱決定を受けた全国知事会の声明

また、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のため、拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進めることとされた。特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討することとされたことを高く評価する。今後、現在の社会経済情勢に対応した地方法人課税のあり方も含め、分析・検討をお願いしたい。

## 2 今後の検討にあたっての基本的な考え方について

### 【主な意見】

- ・個人住民税は地域社会の会費的な性格を有し、応益性の原則から納税義務者の住所地に納めることが原則であることから、利子割についても住所地課税を行うことが原則。
- ・近年のインターネット銀行の伸張、日銀の政策金利の引上げ等による金利動向を踏まえると、あるべき税収帰属の適正化への対応は必要。

### 意見例

- 近年のインターネット銀行における状況を踏まえると、現行制度（金融機関等所在地課税）に対して抜本的な見直しを図るべきと考える。インターネット銀行は実際の店舗を持たず全国の個人から預金が集まることから、「預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常」という現行制度創設時の前提が担保されておらず、一定の地方団体にのみ税収が帰属されている現状を是正すべきである。
- 近年、インターネット銀行は、電子決済の拡大や店舗型の金融機関と比較して高率の利子設定をしていることから、主要銀行における預金残高が年々増加しているが、実店舗の設置がないため、利子等の支払は本店が直接行うことになる。そして、主要なネット銀行の本店所在地は全て東京都であることから、必然的に税収も東京都に集中することになり、令和5年度の利子割税収の東京都のシェアは急拡大して約5割に迫るなど、人口の集中を上回る過剰な集中が見られており、偏在性においても、人口一人当たりの税収額指数の最大団体と最小団体の乖離は22.2倍と、地方法人課税の偏在性を大幅に上回る状況である。また、本年1月の日本銀行による追加利上げにより、金融機関の預金金利等の更なる引上げが見込まれ、それに伴い利子割の税収についても大幅増が見込まれるなど、この傾向は更に進むものと考えられることから、税収帰属の適正化は急務である。
- 利子割の制度創設時、預貯金者の住所地と金融機関の所在地のずれはそれほど大きくならないと考えられ、住所地課税の例外となっていたことを踏まえると、社会経済情勢の変化により、実店舗の無いインターネット銀行が急激に伸長し、特定の団体に税収が集中する状況において、税収帰属を適正化させる必要性があると考ええる。
- 利子割創設時の社会経済情勢から大きく変化してきており、個人住民税本来の考え方に基づく「住所地課税」の仕組みに近づけていくべきである。

### 3 現在の道府県民税利子割の徴収に係る事務等について【宮崎県の場合】

#### (1) 特別徴収義務者の指定関連事務

##### ① 営業所等設置届出書

利子等の支払又はその取扱いをする者は、県内に営業所等を設けた場合においては、当該営業所等を設けた日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(宮崎県税条例第31条の6第1項)

条例第31条の6第1項の規定による営業所等の設置の届出をしようとする者は、営業所等設置届出書(別記様式第147号)を所長を経由して知事に提出しなければならない。

(宮崎県税条例施行規則第51条第1項)

##### ② 特別徴収義務者番号通知書(規則第51条第2項)

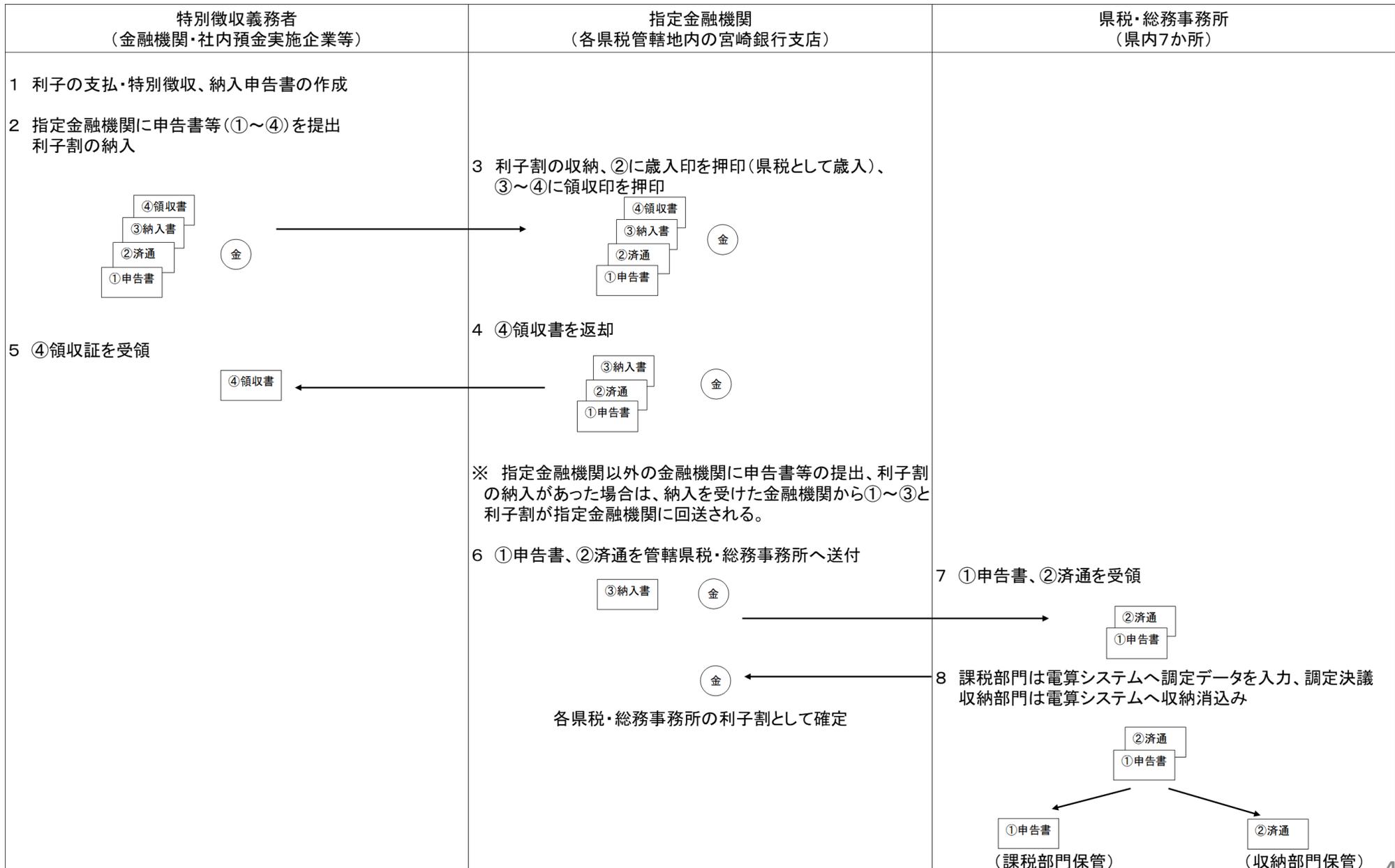
前項の届出をした場合において当該営業所等が新たに利子割の申告納入を取り扱う営業所等になるときは、知事は特別徴収義務者番号を定めて所長を経由して特別徴収義務者番号通知書により通知するものとする。

##### ③ 届出事項変更等届(条例第31条の6第2項)

前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容に変更を生じた場合又は営業所等を廃止した場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

## (2) 利子割の申告納入～県税事務処理

### ①eLTAXを利用しない場合



## (2) 利子割の申告納入～県税事務処理

### ②eLTAXを利用する場合

特別徴収義務者 (金融機関・社内預金実施企業等)	税務課	県税・総務事務所 (県内7か所)
<p>1 利子の支払・特別徴収</p> <p>2 eLTAX(地方税共同機構が開発・運用)の電子申告システムによる電子申告</p> <p>3 eLTAXの共通納税システムによる電子納付</p>	<p>4 申告書データをeLTAXの電子申告システムで受信</p> <p>5 収納データをeLTAXの共通納税システムで受信</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>6 RPAを使用し、税務電算システムへ調定データを入力、収納消込み</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>各県税・総務事務所の利子割として確定</p>	<p>7 課税部門はeLTAXから申告書を出力、調定決議</p> <div style="text-align: center;">  <p>(課税部門保管)</p> </div>

## (3) eLTAX利用状況(令和6年3月31日現在)

特別徴収義務者 147者のうち8者(5金融機関、2信用金庫、1保険会社)、利用率約5%

### 【参考】利子割以外の特別徴収義務者(令和6年3月31日現在)

- ・配当割 107者(証券会社15、銀行等17、信用金庫等3、その他の株式会社72)
- ・株式等譲渡所得割 25者(証券会社15、銀行等8、信用金庫等2)

## 4 住所地課税化した場合の地方団体の事務負担について

### 【主な意見】

- ・特別徴収義務者の増加に伴い、申告受付や審査等の事務負担が増加するとともに、システム改修も必要。
- ・eLTAXの利用促進や本店一括処理のルール化など事務の効率化が必要。
- ・申告する金融機関が住所地を適正に把握できているのかの確認や、登録された住所地が誤っていた(都道府県間で転出入していた)ことが分かった場合の更正処理をどうするのかなど、事務処理上の課題整理も必要。

### 意見例

- インターネット専門銀行に限らず、他の普通銀行、信用金庫、信用組合等の県外支店でも自県を住所とする預金者がいる可能性があるため、課税客体としての特別徴収義務者がかなり増加することも予想される。特に初年度の事務処理(届出等)はかなり増加すると想定。また紙申告の場合、事務負担は更に増加するため、eLTAXの強力な推進が必要。
- 特別徴収義務者の営業所の届出や申告誤りによる是正などの事務負担が増大することが懸念される。行政側としては、特別徴収義務者を管理するための番号の変更が想定されることから、都道府県の税務システムとeLTAX電子申告システムの大規模な改修が必要。また、特別徴収義務者の営業所毎に47都道府県の申告納入があった場合に、事務の大幅な負担増が懸念される。
- 利子割のeLTAXによる電子申告は全国的に進んでおらず(R5年度 eLTAX利用率:2.8%、配当割:20.8%、株式等譲渡所得割:54.7%)、紙申告の増加により、①申告書確認作業、②税務システムへの申告データの反映、③納入金額との紐づけ、④エラー訂正処理など事務負担が増加する。また、一時的には、税務システムへの特別徴収義務者の新規登録処理のほか、特別徴収義務者からの問い合わせ対応、特別徴収義務者の制度の理解不足から生じる申告指導や更正処理等が増加する。
- 事務負担の軽減には、金融機関からの申告・納付の形態を、①本店又は②各都道府県の主たる支店から、当該都道府県分を一括で行うことに限定するなどの見直しが必要。
- 地方団体は営業所毎に「特別徴収義務者番号の付番」を行っているが、利子割を「住所地課税化」すれば、営業所の所在地を覚知する必要がなくなり、特別徴収義務者が一括して、利子割に係る特別徴収税額を地方団体に納入することが想定されるため、営業所毎の付番が不要となり、事務負担が軽減されると考えられる。

## 5-1 税収帰属の適正化のための方策について（清算制度）

### 【主な意見】

- ・地方消費税の清算制度のような仕組みを前提とした場合、清算に伴う新たな事務が発生するものの、住所地課税化と比較して事務負担の増加等は小さいものと考えられる。
- ・住所地課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理、各地方団体が納得のいく清算基準の設定、清算システムの構築や運営委託に伴う財政負担が課題であり、慎重な検討が必要。
- ・まずは住所地課税実現の方策を検討すべきで、その検討なしに、安易に清算制度を導入すべきでないとの意見もあり。

### 意見例

- 利子割への清算制度の導入については、適切な指標による清算基準が設定できるのであれば、住所地課税化する場合と比べ、金融機関や県税事務所の事務負担への影響が小さく、方策としてはありうる。
- 団体の課税権を維持しつつ税収帰属の適正化を図ること及び金融機関の事務負担を増加させないことを前提にすると、地方消費税のような清算制度の導入が最適。事務負担としては、税務主管課等において、年間に数回（地方消費税は年4回）、都道府県間の清算事務が発生するが、住所地課税と比べ、地方庁（県税事務所等）における事務負担の増加がないため、軽度。
- 清算制度とすることで、地方負担は軽減されるものと考えるが、清算に伴い、実際に住所地課税により課税した場合と同様の税収となるよう、清算基準の設定に際しては、慎重な検討が必要。
- 金融機関の事務負担や、預金通帳に紐づく住所地在り正確でない可能性があることを踏まえると、清算制度の導入も想定されると考える。その場合、現状では具体的な手順が不明であるが、できるだけ簡便な事務手続きが望ましい。
- 住所地課税が原則と考えるが、住所地課税は特別徴収義務者が都道府県ごとに申告税額を集計することが前提である。しかし、特別徴収義務者の中には、「勤務先預金等の利子」や「特定公社債以外の公社債の利子」を支払う中小事業者が一定程度おり、これらの者が住所地課税に対応することが困難な場合などは、清算制度の採用も考えられる。
- 都道府県間清算における請求、支払事務の負担は大きい。また適切な指標の設定が困難。仮に、市町交付金同様、都道府県民税収入決算額を用いた場合には所得の高い都市部に有利に働き適切とは言い難い。一方、都道府県別個人預金額を指標とする場合は、金融機関への事務負担が生じる。
- 清算基準については、市町村への利子割交付金額を算定する際に用いる指標と同一にする必要があるかどうかの検討から必要。同一にする必要があるのであれば、個人都道府県民税額、人口が指標になると考えられる。
- 清算制度を導入する場合、都道府県別預金額（金融機関の集計や統計調査等に基づく金額）を基準のベースとしてはどうか。
- 全国家計構造調査の都道府県別の金融資産残高（一世帯当たり）等が基準として考えられる。
- 現在、地方消費税の清算金額算定に係る事務については、地方公共団体情報システム機構に委託することにより清算金額（本県の収入とされるべき額、他の都道府県に払い込むべき額）の情報を得ており、相当額の委託料を支出している。仮に利子割において地方消費税の清算制度のような仕組みを導入した場合、その事務の煩雑さを踏まえ、地方消費税と同様に清算金額算定に係る事務は委託をする必要がある。
- 地方消費税は、納税者が最終消費地とは異なる都道府県に納付後、清算する仕組みとなっているが、利子割は、金融機関が預金者の住所地把握しており、清算制度を導入する必要性は乏しい。したがって、利子割については、まずは住所地課税実現の方策を検討すべきであり、その検討なしに、安易に清算制度を導入すべきではない。住所地と関係のない基準を用いて清算することは、「税収帰属の適正化」という見直しの趣旨を損なう。

## 5-2 税収帰属の適正化のための方策について（地方譲与税制度）

### 【主な意見】

- ・個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有しており、安易に国税化すべきでないが、国が一括徴収し譲与税として配分する仕組みであれば、地方団体や特別徴収義務者の事務負担は現状よりも一層軽減される。
- ・個人住民税の性格を踏まえた上で、論理的な整理がなされれば、譲与税制度の導入も考えられるが、住所地課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との考え方の整理や、各地方団体の納得のいく譲与基準の設定が課題であり、慎重な検討が必要。
- ・地方の自主財源である個人住民税利子割を国税化し、地方譲与税として配分することは、地方分権の流れに大きく逆行するものであり、行うべきではないとの意見もあり。

### 意見例

- 利子割を住所地課税化した場合、地方団体と金融機関の双方の事務負担が増加することが想定されるため、特別法人事業税のように形式上国税化し、その全額を地方譲与税として配分することは合理的。
- 利子割を形式上国税化し、地方譲与税として国から地方団体へ配分することについては、依存財源となる懸念はあるものの、清算制度と同様に事務負担への影響が小さいのであれば、税収帰属の適正化に繋がる方策としてありうる。
- 地方譲与税制度とすることで、地方における負担は清算制度よりも一層軽減されるものと考えますが、譲与税の配分に伴い、実際に住所地課税により課税した場合と同様の税収となるよう、配分基準の設定に際しては慎重な検討が必要。
- 地方譲与税制度を採用する場合は、住所地課税を採用している配当割や株式等譲渡所得割との整合性を整理するとともに、どのような考え方や趣旨(正当性)により客観的基準を整理し配分するか、検討が必要。
- 「特別法人事業税」のように都道府県が賦課徴収する仕組みではなく、「地方揮発油税」のように、所得税法の利子所得(現行税率：15.315%)と併せて国が一括徴収し譲与税として配分する仕組みであれば、地方団体の事務削減が図れるなどメリットがある。一方、地方が賦課徴収に関与しないことを理由に、地方財源として相応しくないとの批判が想定されることから、譲与税化についてはより慎重に検討すべきである。
- 譲与税制度を導入し、特別法人事業譲与税や森林環境譲与税のように、県の歳入歳出外現金にいったん繰り入れる形とする場合は、システム対応が必要。
- 地方の自主財源である個人住民税利子割を国税化し、地方譲与税として配分することは、地方分権の流れに大きく逆行するものであり、行うべきではない。

## 6 その他、施行時期等について

### 【主な意見】

- ・利子割の税収帰属の適正化にあたっては、金利上昇局面にあることを踏まえれば早急に実施すべきであるが、地方団体や特別徴収義務者の事務変更やシステム改修などの対応が想定されるため、円滑な導入のためには十分な周知・準備期間を設けるべきである。

### 意見例

#### 【施行時期】

- 事務的な準備期間が必要だが、金利上昇局面であるため出来るだけ早急に実施すべき。
- 利子割を住所地課税化する場合、各都道府県に申告納入を行う金融機関等への影響が特に大きくなることから、国や地方財政審議会において、関係者への意見聴取を十分に行っていただき、施行時期の設定にあたっては、十分な準備期間を確保できるようにすべき。
- 現に偏在が生じている状況からすれば、税収帰属の適正化は早期に実現すべきだが、具体的な施行時期については、税務システムの改修期間や金融機関の対応状況等も考慮した上で決定すべき。
- 「住所地課税」であれば、金融機関側のシステム改修等が発生するため、改正法公布日から相当な準備期間を設けることが必要。
- 金利上昇の局面にあることを鑑みれば、可能な限り早期の施行が望まれる一方、金融機関等への周知期間や、金融機関等及び都道府県における準備期間を考慮し、適切な猶予期間が必要。

#### 【その他】

- ネット銀行の急成長を背景とした東京都の税収シェアの急拡大から、税収帰属の適正化は急務であり、まずは、清算制度の導入を行い、その間、低迷するeLTAXの電子申告・電子納付の利用率向上を図りつつ、住所地課税に向けた調査・検討を行ってはどうか。
- 転居後も支店を変更せずに口座を使用し続けるケースなど、住所地と納税地とが乖離している実態を正確に把握し、十分に分析した上で検討すべき。また金融機関の意見を十分に聞いた上で検討すべき。